

産業廃棄物収集運搬業許可証

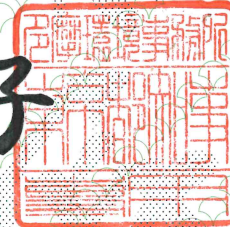
住 所 東京都東村山市恩多町一丁目 12 番地 3

氏 名 加藤商事株式会社
代表取締役 加藤 宣行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 1 月 1 日

許可の有効年月日 令和 13 年 12 月 31 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ばいじん
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上 16 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上 3 種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都東村山市恩多町一丁目 12 番 3

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 2 時から 23 時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 1 月 1 日 新規許可
令和 7 年 1 月 1 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都東村山市恩多町一丁目 1 2 番 3

積替え保管面積：6 1. 5 m²

最大保管高さ：0. 8 5 m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	ドラム缶 0.2m ³ ×2個	0.4m ³
金属くず	ドラム缶 0.2m ³ ×2個	0.4m ³
	合 計 保 管 量	0.8m ³

(以下余白)